

◎新潟県告示第8号

令和2年12月16日からの大雪による災害により、高速道路上の多数の車両の運転者等が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたことに関し、12月17日から南魚沼市及び湯沢町の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、南魚沼市長及び湯沢町長が行うこととする。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世